

三田市空き家バンク登録促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市空き家バンク制度を利用して空き家を売却または賃貸する者を支援することにより、三田市空き家バンク制度の利用の活性化を図り、もって良好な空き家の流通促進並びに空き家を活用した本市への移住及び定住の促進に資するため、三田市空き家バンク登録促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 三田市空き家バンク制度要綱（平成28年11月22日施行。以下「制度要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家バンク制度 制度要綱（平成28年11月22日施行）第2条第3号に規定する三田市空き家バンク制度をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家の管理又は処分に関し、所有権を有する者及び所有権を有する者の成年後見人をいう。
- (4) 一般廃棄物処理事業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条1項本文又は同条第6項の規定による許可を受けた者をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる物件は、制度要綱第4条第3項の規定による空き家バンク物件登録台帳に2年以上（当該登録後において、当該空き家が売却され、又は賃貸されることによる所有権その他の権利の異動に伴い、当該登録が廃止される場合にあつては、当該廃止の日まで）継続して登録する空き家とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、当該対象空き家の所有者等であり、空き家バンク制度に物件登録をした者であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、空き家バンク制度に申し込み後、補助対象物件を制度登録するために必要な費用のうち、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、三田市空き家バンク登録促進補助金交付申請書に別表第2に定める書類を添えて、空き家バンク調査結果通知書による登録通知日の翌日から起算して30日以内又は通知日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容について審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、三田市空き家バンク登録促進補助金交付決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 補助金交付決定を受けた者は、交付決定通知日の翌日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付請求書により市長に補助金を請求しなければならない。

(手続きの省略)

第9条 規則第18条の規定に基づき、規則第11条(実績報告)及び同第13条(補助金等の額の確定)に規定する手続きは省略する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に基づく申請をしたものについては、この要綱は、なおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	補助率及び補助金の額
--------	------------

<p>1 空き家の登記等手続き費用</p> <p>(1) 戸籍謄本等、登記に必要な書類等の取得にかかる費用</p> <p>(2) 不動産登記等を行う資格を有する者への報酬</p> <p>2 空き家の不要な家財等処分費用</p> <p>(1) 三田市クリーンセンターへの持込み手数料</p> <p>(2) 三田市クリーンセンターによる粗大ごみ収集手数料</p> <p>(3) 一般廃棄物処理業者に委託した不要な家財（粗大ごみ等）の収集・運搬及び処分費</p> <p>(4) 特定家庭用機器再品化法（家電リサイクル法）に規定の家電4品目の収集・運搬リサイクル料</p> <p>(5) 空き家の清掃又は除草について、業者に支払った費用</p>	<p>補助対象経費にかかる合計金額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、100,000円を上限とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

別表第2（第6条関係）

申請書に添付する書類	
<p>1 空き家の登記等手続き費用</p> <p>(1) 補助対象経費に係る領収書の写し</p> <p>(2) 不動産登記事項証明書</p> <p>(3) 誓約書</p> <p>(4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(5) 補助対象者が成年後見人の場合は、「成年後見人であることが分かる書類」</p> <p>2 空き家の不要な家財等処分費用</p> <p>(1) 補助対象経費に係る領収書の写し</p> <p>(2) 撤去の対象となる不要な家財（粗大ごみ等）の写真（撤去前・撤去後）</p> <p>(3) 誓約書</p> <p>(4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(5) 補助対象者が成年後見人の場合は、「成年後見人であることが分かる書類」</p>	

備考

補助金の申請は、同一物件に対し、1回を限度とする。